

石油化学工業協会 JPCA（略称:石化協（せつかきょう））

「石化協ニュースレター」<第3号>

2012年1月

◆ 目次

- 1 はじめに (1)
- 2 高橋恭平石化協会長年頭のご挨拶 (1)
- 3 平成24年度税制改正要望の結果について (4)
- 4 石環検の検討結果について (4)
- 5 編集後記 (7)

東日本大震災により被災されました皆さまには心からお見舞い申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興をお祈りいたします。

1. はじめに

皆様、新年明けましておめでとうございます。

関係者の皆様におかれましては、当業界への日頃の活動に対するご理解、ご協力、ご支援、誠にありがとうございます。

新年を迎え、石油化学工業協会よりニュースレター第3号を配信させていただきます。



2. 高橋恭平石化協会長（昭和電工(株)会長）年頭のご挨拶

2012年の新春を迎え、謹んで新年のお喜びを申し上げますとともに、年頭にあたりご挨拶申し上げます。

昨年を振り返りますと、何と申しましても、私達の記憶に深く刻み込まれた3月の東日本大震災を抜きにしては語れません。甚大な被害や影響は10カ月経った現在でもなお続いており、言い尽せない程の悲しみとして今もなお思い起こされます。

この大震災により、産業界においても様々な分野で被害、影響がございました。石油化学業界におきましても、茨城県、千葉県、神奈川県に立地されているコンビナートを始め、会員会社の生産拠点が大きな打撃を受けましたが、お陰様でその後順次復旧する運びとなりました。

このような状況下において最近の日本経済は、大震災後の停滞を脱し、設備投資も盛んに行われてきているようですが、円高の長期化や欧州の金融不安、更にタイの洪水の影響、国内での電力不安等も重なって、依然として厳しい状況にあるものと考えております。

一方、昨年の私ども石油化学業界を振り返ってみますと、一昨年に続き、原料ナフサの非課税恒久化の実現に向けた取り組みがありました。

原料ナフサの非課税恒久化の議論につきましては、一昨年の平成23年度税制改正において、翌平成24年度の税制改正時での検討へと先送りされました。このため、昨年の税制改正におきましては、非課税恒久化に向けた機運も非常に高まり、11月15日には多くの国会議員のご参加も得て総決起集会を開催いたしました。

その後の様々な取り組みにおきましても、関係各位の多大なるご支援・ご協力を頂いた結果、原料ナフサ等の本則非課税恒久化こそ認められなかったものの、従来2年とされていた石油石炭税の免税措置の期限の定めが無くなり、当分の間、とされました。これは、実質的には非課税の無期限と受け止められ、本則非課税恒久化に向けた大きな一歩であったと考えます。国会議員の方々の絶大なるご支援、経済産業省を始めとする関係官庁等の皆様方の多大なるご支援、更には関連中小企業団体、労働組合並びにコンビナート地域自治体の方々の格別なるご協力の賜物であると心より感謝いたしております。

さて、当協会では、広汎に亘る様々な活動に取り組んでおりますが、特に本年の取り組みについて、以下項目を絞って述べたいと思います。

一点目は、保安・安全への取り組みです。

石油化学産業にとって、「保安・安全の確保」は、最も重要な要件の一つであることは言うまでもありません。保安・安全の確保は地道な活動の積み重ねであり、技術力を向上させ一歩一歩確実に実施していくことが必要です。

当協会においては、より高い保安・安全の水準を目指し、保安推進会議、事故事例巡回セミナー、保安研究会等を通じてトラブル情報、経験、保安の取り組みに関する共有化等を図っていくとともに、大震災の経験を踏まえ一層の保安確保に努めて参る所存です。

また、3年前に制定されました保安功労者を表彰する保安表彰制度も4年目を迎えることとなります。本年もさらに気を緩めることなく安全文化の醸成のため学習伝承や動機付

けに焦点を絞った保安確保のための取り組みを推進して参る所存です。

二点目は、日本の石油化学業界が持続的成長を図るための取り組みです。

石油化学産業が持続的成長を続け、社会に貢献していくためには、ますます国際化するマーケット、中東・中国等新興国との競争、生産拠点設定のプライオリティ検討といったグローバル化の流れの中で、業界共通の課題である保安の確保、税制問題に加えて規制改革を始めとする事業環境の整備が必須です。

一昨年、経済産業省が化学ビジョンを取りまとめ、化学産業の方向性を示されました。これを受けて、当協会としても、石油化学産業の持続的成長を図るための具体策を検討し、業界挙げて諸課題を解決すべく、アクションプランの実現に向けての取り組みを進めていきます。このうち、研究設備に係る規制緩和要望、電力の直接供給に関する要望等の主要5項目については、「我が国 石油化学産業の環境整備についての要望」として、要望書を取りまとめ、昨年末経済産業大臣等へ提出したところであり、今後、これらの要望が実現されるよう働きかけを行って参る所存であります。

三点目は、税制改正、地球温暖化対策への取り組みです。

我が国の石油化学産業を取り巻く環境は、世界的にみますと、新興国をはじめとする需要増加の見込みを踏まえて、中東や中国での大型新鋭設備の稼働が続いております。一方、国内においては、歴史的円高の影響等もあって、輸入品の増加や在庫調整等により、国産品の出荷が低迷を続けている等厳しい経営環境に晒されております。

このような状況下において、石油化学産業の持続的成長のため、国際的イコールフットイングの観点から、諸税制改正が着実に実現されていくよう取り組む所存です。

また、地球温暖化対策につきましては、産業界にとって非常に大きな問題であり、昨年国会の継続審議案件となっている環境対策税につきましても、今後とも動向に注視しつつ、引き続き他団体とも連携を図りながら適切に対応して参りたいと考えております。

四点目は、アジア石油化学工業会議（A P I C）への取り組みです。

アジアは既に石油化学において世界最大の市場であり、その存在は大きくなりつつあります。こうした中、A P I Cは、アジアの石油化学工業の健全な発展を目的として毎年開催されておりますが、昨年のA P I C 2 0 1 1は、当協会の主催により2 0 0 5年の横浜以来の日本開催として、5月に福岡で行われました。時期的に、3月の東日本大震災と原発事故の影響が懸念されましたが、皆様のご支援とアジアを始めとする海外の石油化学関連団体の後押しや協会会員の尽力により、大盛況の会議となりました。

本年のA P I C 2 0 1 2は、マレーシアで開催することが決まっております。前回主催で成功を収めた当協会としては、他のA P I Cメンバーとも協力しつつ、本年も引き続き成功裡に開催されるよう精力的に取り組んで参る所存です。

以上、石油化学産業としては、引き続き製品の安定供給を維持していくことが日本経済を支え震災後の日本の復興のためにも不可欠であることを肝に銘じながら、当協会としては、豊かで暮らしやすい社会の実現に向けて日々努力を続けている会員会社の環境整備のための取り組みは勿論のこと、石油化学産業が広く社会に果たす役割と重要性を踏まえ、保安対策、税制改正要望、温暖化対策、広報活動等広汎に亘り積極的に活動して参る所存です。今後とも当協会への一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、昨年の未曾有の大災害により、被災地の復旧・復興もまだまだ大変な状況にあると思いますが、日本経済の早期の回復と更なる発展を願うとともに、皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、新年のご挨拶と致します。

.....*.....*.....*.....*.....*.....*.....*.....*.....*

3. 平成 24 年度税制改正要望の結果について

今回の税制改正、とりわけ原料ナフサの取扱いにつきましては、会長の年頭のご挨拶とおおり、税制改正のプロセスにおきまして、車体課税の問題とともに最後までもつれ込みましたが、お陰様で何とか恒久化に近い形で決着することができました。

御賛同頂いた国会議員の方々、経産省の皆様、さらには一緒に要望活動を行った日化協や中小企業団体、労働組合、コンビナート地域の市長さん等に大変お世話になりました。

4. 石環検の検討結果について

石油化学産業を取り巻く事業環境が大変厳しくなっており、これに対応し国内にて持続的成長を図る為の環境整備を行う必要があると考え、2010年10月に、『石油化学産業における環境整備等検討会（略称：石環検）』を設置し、検討を開始致しました。

メンバーは、石油化学工業協会の会員から主要企業を選び、その石油化学部門の直接の担当役員で構成致しました。活動は、実務の観点から、具体的に何をやるべきか、何を政府に要請すべきか、という点について一年間かけて議論検討し、先ずは実効性のある施策で、早急に実施してほしい要望を取りまとめました。

この要望書は、昨年11月28日に関係5団体(*)で枝野経済産業大臣を訪問した際に、高橋会長から大臣にお渡ししました。

(*)関係5団体：一般社団法人日本化学工業協会、全日本プラスチック製品工業連合会、日本化学エネルギー産業労働組合連合会(JEC 連合)、全国化学労働組合総連合(化学総連)及び当協会。



<11月28日 枝野大臣訪問時>

要望書の主な内容を以下に例示致します。

1. 『研究設備に係わる規制緩和要望』

研究開発は日本の製造業の国際競争力の源泉であり、一日でも他国に先んじて結果を出すことが求められております。しかしながら、国内の研究設備は商業プラントと同等の規制を受けており、諸外国との公平な競争条件が整っているとは言えないのが現状であります。

主に、商業プラントと同水準の手続き・技術的基準を要求されることに起因する時間的なロス及びコストアップ等により、研究開発の一部を海外で実施せざるを得ない状況となっており、現実に検討会のあるメンバー企業では、国内で間に合わないのでシンガポールに急遽、開発の現場を移すといった例も出ております。

このため、(1) 研究開発に関わる申請手続きの規制緩和、(2) 小規模実験設備における高圧ガス保安法の適用除外または規制緩和、をお願いしました。

2. 『電力の直接供給に関する要望』

(1) 自己託送制度の利用緩和

自己託送制度の利用条件の緩和につきましては、工場間の電力の移動を行おうとすると、料金が極めて高い等の問題があります。

例えば、①託送料金を電力会社が設定（法規定なし。電力会社サービスの一環）

②同一電力会社の供給範囲内かつ自社の電力需要施設

③特別高圧電力しか認められない

④需給調整契約等の他制度との併用を認められない。

等があり、これらの規制の緩和を強く要望する次第です。

(2) コンビナート内特定供給制度の緩和

自社の電線によるコンビナート内の電力直接供給についても種々の規制があり、発電者と供給先の関係性（資本関係、人的関係、組合関係等）が強く求められるなど、許可条件が厳格であり、非常に利用しにくい実態にあります。コンビナート内の電力融通を促進し、発電設備の集約・効率化による競争力強化を図る観点から、関係性の薄い隣接事業者間でも利用できるなど適用要件の緩和が是非必要です。

その他次の三点を含む5項目の要望となっております。

『企業間連携の環境整備として、有限責任事業組合（LLP）の改善』

『大規模コンビナート特区の認定』

『タンク、ボイラー設備に関する自主保安特区制度の導入』

なお、本要望書の全体版は、どなたでもご覧頂けるよう当協会ホームページに掲載しておりますので、皆様にも業界の抱える足元の課題について御理解頂き、今後の規制緩和等への御意見・御支援を頂戴致したくお願い申し上げます。



5. 編集後記

編集子は、世の中の平穩、業界の益々の発展とささやかな個人的な願いを込め、この三が日はご近所の神社仏閣、神仏混合ではありますが精力的に新年祈願に回りました。「身を清める」ことが本来の慣習ではありながら、十指に余るお願い事は小々欲張り過ぎたか、と反省しております。なお、お納めした数多くのおみくじの「大吉・中吉」の打率は、80%でありました。

本年は、例年にも増して明るく活気に満ちた年になりますように、願ってやみません。

本ニュースレターにつき、皆様からの忌憚のないご意見、ご要望をお待ちしております。次回をお楽しみに。（M）

ニュースレターに関するご意見・ご要望はこちらまで

アドレス：inquiries_hp@jpca.or.jp

配信中止・登録内容の変更はこちらまで

アドレス：inquiries_hp@jpca.or.jp

石油化学工業協会 総務部

〒104-0033 東京都中央区新川 1-4-1 住友不動産六甲ビル

TEL. 03-3297-2011

Fax 03-3297-2017

URL:<http://www.jpca.or.jp>

